

学位研究 第18号 平成16年3月（論文）

[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

アメリカ高等教育におけるアーティキュレーション・システムの標準化  
—体系性・連続性と弾力性の両立問題—

Standardization of the Articulation System in Higher Education in the U.S.:  
Can “Orderliness/Continuity” and “Flexibility” Go Together?

林 未央

HAYASHI Mio

*Research in Academic Degrees*, No. 18 (March, 2004) [the article]

The Journal on Academic Degrees of National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

1. はじめに .....	107
2. アメリカにおける転学問題とアーティキュレーション・システム標準化 .....	108
2.1 アーティキュレーション・システムの概要 .....	108
2.2 アメリカにおける転学問題とアーティキュレーション・システム標準化 .....	110
2.3 先行研究の状況と収集データ .....	113
3. アーティキュレーション・システム標準化の方法論 .....	114
3.1 体系性維持への対応 .....	114
3.2 弾力性確保への対応 .....	116
3.3 各州におけるアーティキュレーション・システム標準化の方法論 .....	117
4. アーティキュレーション・システム標準化を支える制度的機構 .....	118
4.1 標準的なアーティキュレーション・システム制度化の2つのフェイズ .....	118
4.2 システム標準化の制度的機構と標準化の方法論 .....	120
5. まとめと含意 .....	120
〔資料〕 .....	124
ABSTRACT .....	130

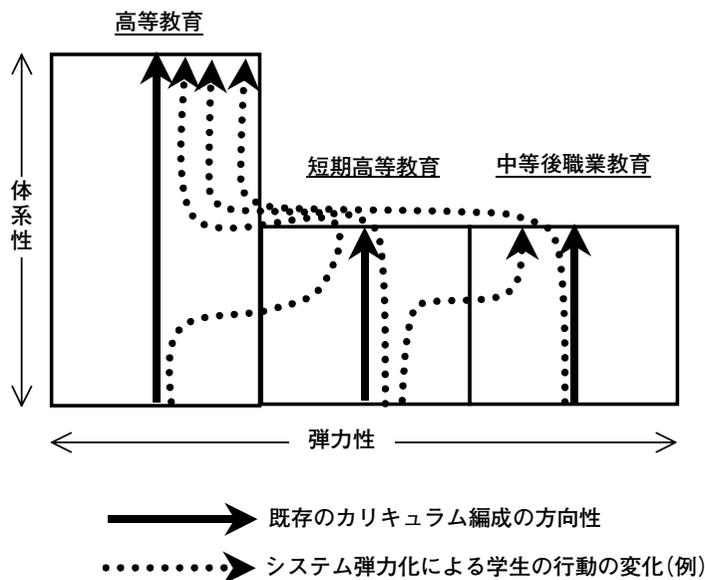
# アメリカ高等教育におけるアーティキュレーション・システムの標準化 —体系性・連続性と弾力性の両立問題—

林 未央\*

## 1. はじめに

高等教育をとりまく環境が激変する中、欧米を中心に、教育の体系性・連続性と弾力性とをどう両立させるかという問題が盛んに論じられている<sup>1)</sup>。

高等教育は、基本的には、学位を最終地点として体系的にカリキュラムが組み立てられている（体系性）。そしてカリキュラムは、一定期間にわたって連続的に消化されることが前提である（連続性）。高等教育の成果である学位は、この2つをもって、ある知識や能力のセットの習得を保証するものとして社会に認知されているといえよう。しかもその知識や能力のセットは、「断片的な知識・能力を示すものではない」（金子 2003：9）ことに特徴がある。しかし、学生の就学行動の多様化や、大学と企業が提供する教育サービスの類似化、教育のモジュール化（小林 2001：29-32）といった流動化現象は、こうした高等教育の既存の体系性に脅威をもたらしている。知識の生産・伝達者としての社会的重要性は依然として増しているにもかかわらず、存立の基本である体系性・連続性には揺らぎが生じているのである（図表1）。このため、高等教育の機能の再明確化（再体系化）が急務の政策課題となっている（前掲：32-37）。近年



図表1 高等教育における体系性の揺らぎ

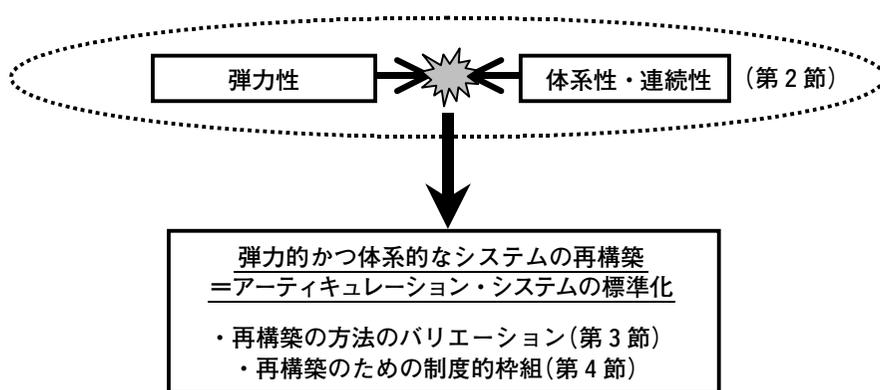
\* 東京大学大学院 教育学研究科 大学院生

注目を集めるようになった、単位互換制度や転学・編入学制度の整備をテーマとする諸議論は、このような文脈のなかで現れていると考えられる。

では、そうした政策的動向は、帰結としてどのような形の制度改変に結びつくのだろうか。そこにはどのような選択肢があり、その選択のために何を考慮しなければならないのか。この疑問を明らかにすることは、高等教育カリキュラムの根幹にかかわる問題であるだけに、緊要の課題と考えられる。またこのような関心は、決して日本にも無関係なものではない。日本の高等教育の流動性がいまだ欧米諸国とくらべて小さいことは周知の事実である。しかし、大学をとりまく環境は大きく変わっており、小規模ながらも学生の行動に多様性が見え始めている<sup>2</sup>。だとすれば、早晩、日本でも欧米各国が抱える政策的 이슈が重要となるものと思われる。高等教育の体系性を緩める制度的措置はすでに始まっており<sup>3</sup>、この意味でも高等教育の体系性・連続性と弾力性の両立、という政策的課題は日本にとって重要である。

本稿は、このような視点から、近年のアメリカで推進されている、州レベルでのアーティキュレーション・システム（後述）標準化事業を例にとり、柔軟な学修を可能にし、なおかつ学修の体系性・連続性を確保するために、どのような制度改変が試みられてきているのかを整理する。それにより、上記の疑問の一端を明らかにしたい。

論文の構造は図表2に示した。以下では、まずアメリカにおけるアーティキュレーション・システムの概要と当システム標準化の背景を述べ、先行研究の検討の後、分析課題と分析の方法を述べる（第2節）。次に、①体系性・連続性の保持、②弾力性の確保、という問題が、アメリカにおいてはどのような方法論により解決されようとしているのかを明らかにし（第3節）、そうした方法論が、どのような制度的機構を通して実施されているのかを整理する（第4節）。最後に、第3節・第4節での分析結果をまとめ、高等教育の体系性・連続性と弾力性の両立のために、どのような政策的検討が必要とされるのか、その日本への示唆を論じる（第5節）。



図表2 高等教育カリキュラムをめぐる政策的イシュー

## 2. アメリカにおける転学問題とアーティキュレーション・システム標準化

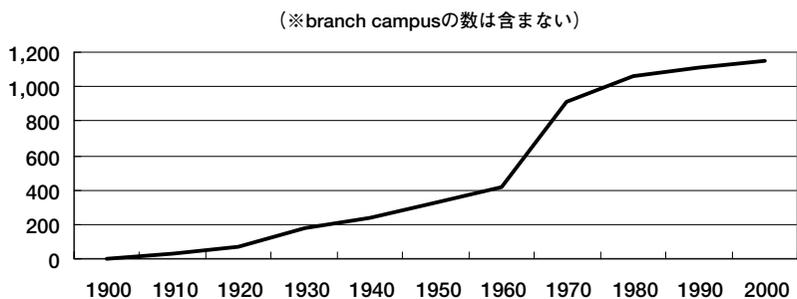
### 2.1 アーティキュレーション・システムの概要

アーティキュレーション・システムとは、異なる機関のカリキュラムどうしに整合性を持た

せ、転学時の単位移動をスムーズにするためのしくみである<sup>4</sup> (Cohen and Brawer 1996, Ignash and Townsend 2001)。基本的に、大学システムや個別大学間で取り交わされる編入学基準や単位認定基準についての協定書（アーティキュレーション・アグリーメント）から成り立っており、主に学位授与課程、すなわち強固な体系性をもったカリキュラムでの転学に適用されるものとして用いられている。この意味で、はじめに述べた教育の体系性・連続性と弾力性の両立という問題がもっともクリティカルに現れる部分だといえよう。

アメリカの高等教育では、1単位あたりの学習時間・量や卒業要件単位数が機関ごとに異なっているのが一般的である。したがって、転学に際しての既得単位の認定は従来から簡単ではなかった。一方、1960年代以降、アメリカ高等教育における転学者の数は増加の一途をたどった。1960年代には、高等教育機会の拡大を目的として、コミュニティ・カレッジが大幅増設されたが（図表3）、これらの多くは4年制カレッジ進学コースを備えていた。またそれ以降には、進学機会の拡大やサービス産業化による就学需要増大の影響から、学生の編・再入学が増えた。1970年代から80年代にかけて起こった高等教育機関在学者数の増加は、大学に初めて進学する1年生（first freshmen）の増加を大きく上回るものであり（図表4）、現就学中の機関とは別の高等教育機関での在学歴をもつ者（つまり転学者）の増加が著しかったのである。このため、特定の機関どうしで、単位の読み替え基準を編入基準などとともに示し、転学のガイドラインとする協定書が、徐々に州立大学システム内、あるいは個別機関どうしで取り交わされるようになった。この協定書がアーティキュレーション・アグリーメントと呼ばれるものである。

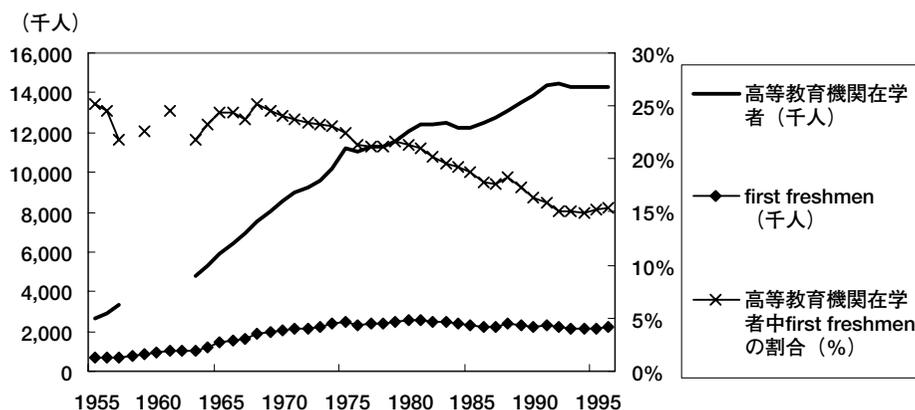
アメリカでは、1980年代の中ごろまで、州レベルで共通化されたアーティキュレーション・システムとしては、州立大学整備計画に定められたアーティキュレーション・アグリーメントが見られるのみだった。このアグリーメントが存在したのは数州にとどまり（カリフォルニア州、フロリダ州など）、またいずれもコミュニティ・カレッジの転学準備課程（transfer course）から州立4年制大学への転学を念頭においたものであった。それ以外の課程間での転学はとりたてて制度整備の対象とはなっておらず、その適用範囲は狭かったといえる。また、こうした制度以外に存在したのは、個別大学間で取り交わされたアーティキュレーション・アグリーメントだけであった（Kintzer and Wattenbarger 1985）。



出典：アメリカコミュニティカレッジ協会 (American Association of Community College) のホームページ  
<http://www.aacc.nche.edu/Content/Navigation Menu/About Community Colleges/HistoricalInformation/CCGrowth/CCGrowth.htm> をもとに作成

図表3 Community College数の推移

このような状況に変化が生じたのは1980年代後半である。アーティキュレーション・システムを州レベルで共通化し、標準的な転学・単位移動の枠組を作ろうとする動きが活発になってきたのである。



出典：Digest of Education Statistics 1998 (pp.206:Table173, pp.206:Table181)をもとに作成

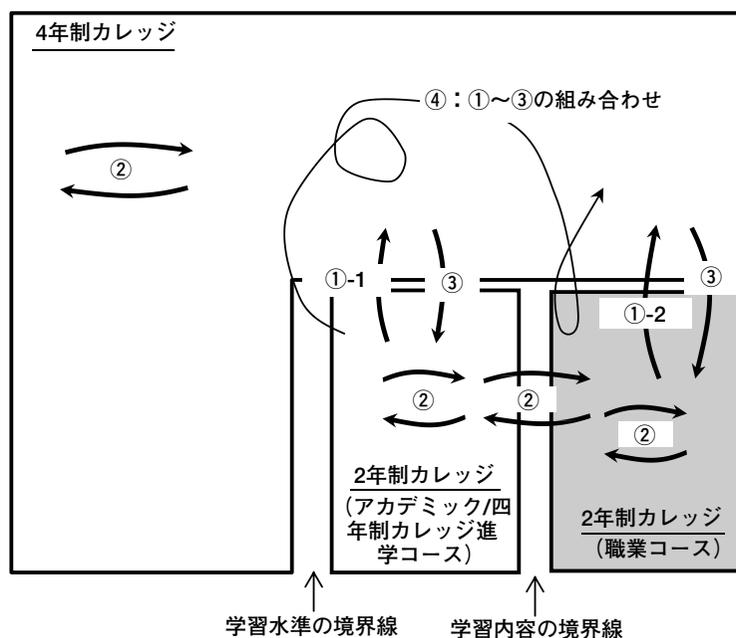
図表4 高等教育機関在学者数とfirst freshmen数の推移

## 2.2 アメリカにおける転学問題とアーティキュレーション・システム標準化

では、なぜ1980年代以降のアメリカで、アーティキュレーション・システムを州レベルで共通化しようとする動きが生まれたのか。その理由は2つあった。第一に、新しいタイプの転学形態、すなわち短期高等教育から4年制カレッジへの移動を念頭においたこれまでの制度的枠組では対応できない転学形態の出現である (Townsend and Twombly 2001)。reverse transferと呼ばれる逆パターンの転学や、機関類型に関係なく転学を何度も繰り返す swirling transferがこれにあたる。第二に、転学者そのものの増加である。なぜこのような就学行動の変化がアーティキュレーション・システムの共通化と結びつくのか。これを以下に見ていこう。

先にも述べたように、アーティキュレーション・システムは、教育内容やレベルが異なる機関どうしのカリキュラムを接合するためのものである。したがって、主流となる転学のパターンがどのようなものであるかによって、その枠組は影響を受ける。たとえば、短期高等教育の4年制カレッジ進学コースから4年制カレッジへの転学が主流であれば、短期高等教育のカリキュラムを4年制カレッジのカリキュラムのうちどこにあてはまるものとして認定するかが問題となるだろう。また、同じ短期高等教育でも職業コースから4年制カレッジへの転学ということになれば、職業科目にかんする単位を4年制カレッジで認定するかしないか、認定する場合どのような単位として認定するか (専門科目と同等のものとするか、選択科目として認定するか、など) が問題となる。

アメリカの場合、1980年代後半以降の転学パターンは、大きく4つ (細かくは5つ) の形をとって広がった。それを図表5に示した。それぞれのパターンは次のようなものである。



図表5 アメリカにおける転学のパターン

- ①-1 2年制カレッジの進学コースから4年制カレッジへの転学。もっとも主流といわれてきたパターン。
- ①-2 2年制カレッジの職業コースから4年制カレッジへの転学。この転学パターンは、近年の転学推進政策でも注目されている。いくつかの州では、これらのコースを卒業した場合、準学士に相当する学位（AAS, Associate Degree in Applied Science）を与えて転学機会を確保したり、単位移動に際して、この学位を他の準学士（AA（Associate Degree in Arts）やAS（Associate Degree in Science））取得者の単位認定と差別化しないことを定めたり<sup>5</sup>して、職業コース出身者の転学を促進しようとしている。職業コースの盛んないくつかの州では、この①-2のパターンへの制度的対応が、アーティキュレーション・システムを改変するうえでの要ともされている（ケンタッキー州，マサチューセッツ州など）。
- ② 同じ種別の機関どうしでの転学。
- ③ 4年制カレッジから2年制カレッジへの転学（reverse transfer）。Townsendらの調査によれば、全国の学部学生の約13%がこのタイプの転学を経験している（Townsend 1999）。
- ④ ①～③をさまざまに繰り返す転学（swirling transfer）。同時に複数の機関に就学している場合もこのパターンに含まれる。

これらは、アーティキュレーションの枠組に次のような形で影響を与える。図表5中に示した2本の境界線を用いて考えてみよう。

#### 学習水準の境界線の存在による問題

学習水準の境界線は、2年制カレッジと4年制カレッジとの間にひかれる線である。一般に、

4年制カレッジのカリキュラムやそこへの進学者のほうが2年制カレッジのカリキュラムやそこへの進学者よりも学習の水準が高いことはよく知られている。したがって、①-1、あるいは①-2のパターンによる転学は、転学希望者が4年制カレッジへの編入に足る学力水準を有しているかどうか、転学者がその後4年制カレッジの学習内容についていけるかどうかが問題となる。このため、転学許可の審査にあたっては転学前の学校に入る際受けたACTやSATの点数や、転学前の学校でのGPAに最低基準を設け、転学者の選抜を行う例がしばしば見られる（Freedman 2002）。各大学でしばしば転学者のパフォーマンスを測定するフォローアップ調査が行われているのもこうした目的からである（たとえばテンブル大学（Grosset 1990））。

逆に、4年制カレッジから2年制カレッジに転学する場合（パターン③）でも問題がないわけではない。これは、次に見る「学習内容の境界線の存在による問題」にも通ずる。2年制カレッジでの取得単位を4年制カレッジで認定する場合、基本的に既得単位は学位取得要件単位の基礎部分をなすものとして（認定の範囲はどうであれ）認定が可能である。ところが、4年制カレッジで得た学習内容を2年制カレッジで認定する場合、既得単位が学位取得要件単位のどの部分を満たすものであるのかは一概には判定できない。このため、新たに、2年制カレッジと4年制カレッジとで出される単位とのカリキュラム上の対応関係を明らかにする必要が出てくる。

#### 学習内容の境界線の存在による問題

学習内容の境界線は、2年制カレッジの職業コースと2年制カレッジ進学コース・4年制カレッジとの間にひかれる線である。2年制カレッジの職業コースは、もともと4年制カレッジへの進学を意図して作られたものではないため、4年制カレッジのカリキュラムとは構成要素が異なっている。2年制カレッジの職業コースの場合、一般教育（general education）の範疇に属する科目の開講が少ないことなどはその典型的な例である。したがって、①-2のパターンによる転学は、2年制カレッジ職業コースの開講科目と4年制大学の開講科目との対応関係が明らかにされたうえで実施される必要がある。いくつかの州におけるAASの設置は、このようなカリキュラムの違いを考慮したうえで、AAS取得者が進学コース修了者（AA、ASの取得者）と同等の学修を終えていることを保証し、転学を促進させるための措置である。しかしこの場合も、パターン③の転学について生じる科目の対応関係の問題は、避けることができない。

#### 境界線の範囲内で行われる転学の問題

境界線の範囲内で行われる転学（同じ種別機関どうしの転学。パターン②）も、「学習内容の境界線の存在による問題」と同じ問題を抱える。同じ種別の機関へ転学するといっても、機関ごとに、提供されるコースや学位取得要件は異なっているからである。転学前の就学機関での取得単位と、転学後の就学機関での取得単位との対応関係の調査がここでも必要になってくる。

このように、さまざまな種別間、あるいは同種別間で行われる転学は、アーティキュレーション・システムを構築するうえで考慮すべき問題を生み出す。それは本稿冒頭に述べたカリキュラムの体系的性と弾力性の両立、という問題である。すなわち、各機関の求める学習水準や履

修内容を揺るがすことなしに転学や単位認定を可能にする一方で、あらゆる機関からの転学や単位認定を過不足なく行えるよう、転学の受け入れ範囲の拡大にも対応する、という政策課題を生み出すのである。

転学者そのものの数が少なく、また転学者の出身校も狭い範囲に限られている場合には、前在学機関で得た単位の認定にかかるコストと労力は少ない。単位認定のために必要な転学者出身校のカリキュラム情報はすでに収集されている場合が多いし、またたとえそうでなくても、新たに情報を収集して認定基準を定めるのは比較的容易だからである。しかし、転学者の出身校が多様化し、転学者の数が増えれば増えるほど、単位認定の時間とコストは膨大になる。他大学のカリキュラム情報を収集し認定基準を定める作業が、転学者数の増加に追いつかない場合も十分にありうるだろう。しかも、単位認定がうまく行われなければ、転学者は既習範囲の単位を編入先でもう一度取らなければならなくなったり、そうした重複によるコストのために転学を断念せざるを得なくなったりする (Kintzer 1996, Townsend and Twombly 2001, Wellman 2002)。これは、就学機会の均等化を1つの重要な使命としてきたアメリカ高等教育(とりわけ州立大学)にとっては重大な問題である。このため、転学の増加・多様化に直面したアメリカでは、州レベルでアーティキュレーション・システムを標準化しようとする政策的動きが加速してきた。複数機関の協同により、あるいは州レベルの政策的取り組みによって共通の認定枠組が構築されれば、単位認定コストは大幅に削減可能となり、転学の機会も確保される。州レベルのアーティキュレーション・システム構築が推進された背景にはこのような事情があった。

では、アーティキュレーション・システムの標準化をどのように行うか。先にも述べたように、アメリカでは、これまでにアーティキュレーション・アグリーメントの網が多数の高等教育機関間で張られてきた。したがってシステム標準化も、基本的にはこのアーティキュレーション・アグリーメントの情報を集約したり改変したりすることにより行われている。またそもそもそのアグリーメントをわかりやすいものにし、教育水準を保つために、州立大学などでは一般教育カリキュラムの改訂をともなって事業が推進されている場合もある。

### 2.3 先行研究の状況と収集データ

さて、このようにアーティキュレーション・システム改変をめぐるアメリカの動きを概観したところで、こうした改変を扱った先行研究の状況をみてみよう。代表的なものには、ECS (2001), Minnesota Transfer (2001), Townsend and Twombly (2001), Wellman (2002) があるが、いずれも、学生にとって転学の機会がどの程度広がったか、過不足ない単位認定のための施策がどの程度用意されているか、といった、政策評価の側面から行われている。そのため、網羅的な情報が用意されている一方、あるアーティキュレーション・システムがどのように転学や単位認定を枠づけている(あるいは、枠づけることを志向している)のかということや、システムがどのような法律上・組織上の制約のもと生まれたのかということとはあまり問題にされていない。標準的なアーティキュレーション・システムの構築をめぐる状況の見取り図を描こうとする試みは、先行研究においては十分になされてこなかったといえる。そこで本稿では、あらかじめ望ましい政策や制度設計を想定するのではなく、制度設計のパターンとしてどのようなものがあるのかを探索的に分析する。

日本では、学生や単位の移動についてどのような枠組が必要であるかがいまだ自明ではない。この日本への示唆を考えた場合には、アメリカで想定された望ましい政策や制度設計がどれほど通用するものであるか、疑問が残る。むしろ、どのような政策や制度設計があり得るのか、その可能性について考察することのほうが有益であろう。このような視点からは、標準的なアーティキュレーション・システムが、どのような社会的・制度的条件のもと、どのような形で作られるかを整理することの重要性が首是されるものと思われる。

なお、望ましい政策や制度設計を固定的なものとして捉えがちであるという先行研究の特徴は、アメリカにおいても、現実即した柔軟な政策的戦略をたてるうえで必ずしも有効ではない可能性がある。現実の政策は、理想と現実的な制約との兼ね合いにより決まってくると考えられるからである。どのようなシステムであれ、その歴史的な背景と時代・環境の影響から逃れることはできない。現実の制度がこの影響のもとに作られるとすれば、そこには1つではなく、いくつかの政策の選択肢があるはずである。望ましい政策や制度設計とは、こうした現実の選択肢から何を選ぶか、という問題でもあろう。

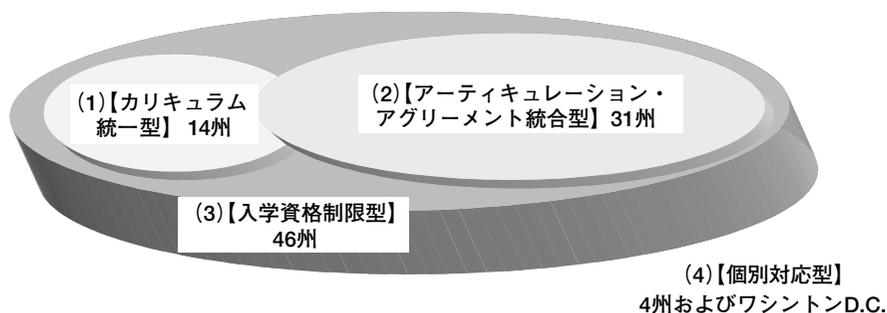
筆者は、このような関心から分析を進めるために、各州の転学促進事業を紹介するホームページや州法一覧、個別大学の転学者向け入試案内などからアーティキュレーション・システムにかんするデータを収集した。以下では、このデータをもとに制度設計のパターンについての分析を行う。

### 3. アーティキュレーション・システム標準化の方法論

すでに見たように、アメリカでは、職業教育を含む中等後教育全般にわたって多様な転学が生じている。そのため、学習レベルと内容の双方に、機関間で整合性を持たせる必要が出てきた。では、実際のアーティキュレーション・システム標準化はどのような方法で行われているのだろうか。

#### 3.1 体系性維持への対応

分析の結果、体系性を維持するための方法としては、州レベルの対策を講じていない州も含め、大きく次の4つの方法が観察された。ただし3つの方法は相互排他的ではなく、図表6に示すような重層的な構造を持っている。



図表6 カリキュラムの体系性維持の方法

- (1) 【カリキュラム統一型】一般教育の理念や目的の共通化・履修要件改定によって、州内すべて、または一部の州立中等後教育機関における教育課程の枠組を統合。おもに一般教育課程について行われている。(13州)
- (2) 【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】複数機関間の単位の同等性 (equivalency) を検討・リストアップ。(32州)
- (3) 【入学資格制限型】転入資格をタイトに分類したうえで、転学者の持ち込み単位を包括認定 (block transfer)。(46州)
- (4) 【個別対応型】州レベルの対策を特に講じていない州。(4州およびワシントンD.C.)

(1) 【カリキュラム統一型】に該当するのはアラバマ州やミネソタ州などである。ただし、うち2州 (アーカンソー州、オレゴン州) はコミュニティ・カレッジについてのみこの方法を適用しており、州立四年制大学については (2) の方法を、その他の機関については個別のアーティキュレーション・アグリーメントを適用している。また、この方法へのコミットメントを各機関の任意としている州もある (ミズーリ州)。この【カリキュラム統一型】の州は、州立大学の教員の協力のもと、一般教育の理念や目的を共通化している。そして、一般教育に該当する科目群をいくつかの分野グループに分け (人文科学系、数学など)、それぞれ習得しておくべき学修範囲 (履修単位数) を統一して定めている。各大学は、この規則に合わせてカリキュラムや開講科目の調整を行う。ただし、山田 (2001:8) も指摘しているように、これによって完全な共通一般教育カリキュラムが導入されるわけではない。各大学は、この統一化された学修範囲の定めにしたがって科目分類や履修要件を調整する (詳細は末尾資料参照)。つまり、カリキュラムの中身ではなく、履修の枠組の統一化がされているということである<sup>6</sup>。(1) は、このように機関間でカリキュラムの枠組を均一化することにより、学生の移動に伴う学習の体系性の崩れを防ごうとする方法である。

次に、(2) 【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】に該当するのはミズーリ州、ミシガン州など32州である。全米の半分以上の州が、この方法を採用している。また、うち2州 (カリフォルニア州、オレゴン州) は (1) と (2) の方法を、3州 (フロリダ州、ノースカロライナ州、ペンシルバニア州) は (2) と (3) の方法を併用している。この【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】の州は、アーティキュレーション・アグリーメントによって定められた互換可能単位の情報を集約し、リストにしている (詳細は末尾資料参照)。このように (2) は、従来のアーティキュレーション・アグリーメントを生かし、それらをパッチワークのように組み合わせることで、従来のカリキュラム体系を維持しようとする方法である。

(3) 【入学資格制限型】は、たとえば、コミュニティ・カレッジ卒業者にかんしては州立4年制大学における一般教育の履修要件を満たしたものとみなす、といったように、規則に定められた機関からの転学者については単位を包括認定する方式である。包括認定を認める機関を限定することにより、体系性の維持をはかっている。この【入学資格制限型】に該当するのは、次に見る (4) 【個別対応型】の州以外のすべての州である。ただし、ほとんどの州が (1) 【カリキュラム統一型】か (2) 【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】を併用しており、この方法を単独で用いているのはネブラスカ州、ネバダ州のみである。加えて、ネブラスカ州は現在、互換可能単位の情報収集を進めているところであり、【アーティキュレーション・

【アグリーメント統合型】への移行過程にある。この【入学資格制限型】の方法は、主にコミュニティ・カレッジから4年制大学への転学の障壁を少なくする目的で、1970年代ごろから各州で相次いで採用され、定着してきた。この意味で、第1世代の方法ともいうことができよう。最後に、(4)【個別対応型】は、特に州レベルでカリキュラムの体系性を維持する試みは行っていない。ただし、ニューヨーク州は、州全体ではないものの、大学システム（ニューヨーク州立大学（SUNY）、ニューヨーク市立大学（CUNY））ごとに統一化されたアーティキュレーション・アグリーメントが整備されている。【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】の亜種と見てよいだろう。

### 3.2 弾力性確保への対応

以上のように体系性維持のための対応を行う一方、各州は、弾力性確保のための対応をどのようにして行っているのだろうか。弾力性の確保にとってカリキュラムの面で重要なのは、有効な単位の互換可能性が、統一化されたフォーマットで情報公開されることだろう。それにより、転学の障壁を引き下げることができるからである。

アメリカの場合、この情報公開の方法に大きく2つのタイプが見られた。1つは、各機関の開講科目に共通の科目番号を与える方法（共通科目番号システム（Common Course Numbering System））である。共通科目番号システムとは、たとえば英語初級にあたる科目はどの機関でも English101 という科目コードを用いる、など、科目番号を各機関で統一するやり方のことである。この方法だと、学生は、このシステムが適用された機関を、いわば1つの大学とみなして履修計画が立てられるようになる。もう1つは、単位の互換性についての検索用データベースを作成する方法である。単にリストが用意されている場合と、ウェブ上に検索システムがおかれる場合とがある。この方法だと、学生は、既修単位が転学先で認定されるかどうか、また、転学先に入るためにどの単位をとっておくと履修のロスを少なくできるのか、などの情報を、個別大学にアクセスしなくても手に入れることができる。

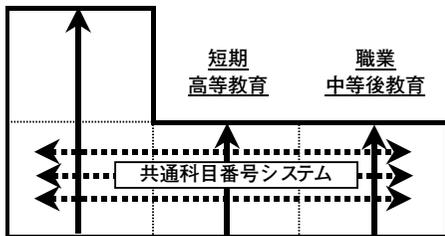
前項で(1)【カリキュラム統一型】に該当した州は、いずれも共通科目番号システムを採用している。カリキュラムの枠組そのものが統一化されているため、科目番号もまた統一のものが用いられたものと思われる。また、(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】に該当する州は、共通科目番号システムを用いる州、検索用データベースを用いる州の2つに分かれている。科目番号システムを用いる州の場合、統合されたアーティキュレーション・アグリーメントにより互換性を保証された科目のリストに、共通科目番号が付されている。これにより、単位移動の便宜をはかることができるようになっている。一方、検索用データベースを用いる州には3つの利用パターンが見られる。1つ目は、単位の互換性や各大学の学位取得要件を記したリストを用意しておき、利用者自身が移動可能な単位を判断し、転学までの履修計画をたてる方法である。2つ目は、ウェブ上に、互換可能な単位を検索する独自のシステムを立ち上げる方法である（詳細は末尾資料を参照）。3つ目は、互換単位検索システムを提供している Course Application System（CAS）<sup>7</sup>に加盟し、既存の検索システムを利用する方法である（詳細は末尾資料を参照）。ウェブを用いる、2つ目・3つ目のシステムは、インターネットの普及とともに少しずつ広がり始めているが、2つ目の独自のシステムを持つ州は5州、3つ目のCASを利用する州は準備中を含め11州と、まだ多くはない。(3)【入学資格制限型】でも、(2)

【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】と同様、共通科目番号システムを用いる州、検索用データベースを用いる州の2種類が観察された。

### 3.3 各州におけるアーティキュレーション・システム標準化の方法論

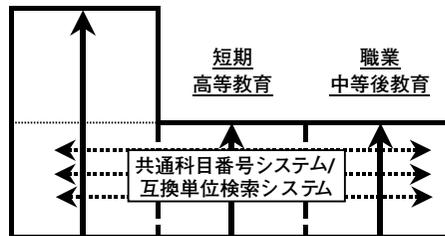
以上で見てきたアーティキュレーション・システム標準化の方法論は、図表7のように示すことができる。体系性・弾力性の両立という面から見れば、3つの方法論のなかでは、(1)【カリキュラム統一型】がもっとも達成度が高いと考えられる。体系性を崩さないように一般教育課程が改変され、かつ各機関が同じカリキュラムの枠組によってそれぞれの科目を開講するようになっているからである。既に触れたことだが、関係大学をいわば1つの大学とみなしながら学生が履修計画を立てられるようになっており、カリキュラムの体系性と学生の移動の自由が確保されているのである。ただし、この方法の実行のためには、各大学の教員の協力が不可欠である。また、カリキュラムの枠組を統一することは、各大学の教育上の取り組みや理念にも少なからず影響を与える。個別大学（教員）の協力をいかにとりつけるか、また、そもそも

(1)【カリキュラム統一型】  
高等教育



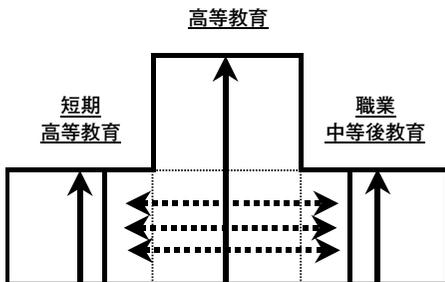
アラバマ、アーカンソー\*(1)、コロラド、イリノイ、アイオワ、メリーランド、ミネソタ、ミズーリ (2)、オレゴン\*(1)、テネシー、テキサス、バージニア、ワイオミング

(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】  
高等教育



アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホ、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、マサチューセッツ、メイン、ミシガン、モンタナ、ニュージャージー、ニューハンプシャー、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルバニア\*(3)、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、ユタ、ワシントン、ウェストバージニア、ウィスコンシン

(3)【入学資格制限型】



ネブラスカ\*(4)、ネバダ、  
+ (1)【カリキュラム統一型】、(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】の掲載州すべて

→ 体系性  
← 弾力性

- \* (1) コミュニティ・カレッジでのみ実施。
- \* (2) 任意の大学のみ参加。
- \* (3) State System of Higher Educationの中でのみ。
- \* (4) 現在、【カリキュラム統一型】の制度整備が進行中。

図表7 体系性維持・弾力性確保のための3つの方法

こうした方法が、高等教育の理念（大学の自律性の保持）から見て受け入れ得るものであるか、など、政策的には議論の余地が残されるところであろう。実際のアーティキュレーション・システムの標準化と大学理念の葛藤、あるいは改革実施主体と各大学の教員との関係については、データの制約から詳しく見ることはできない。しかし、たとえば一般教育課程の統一化を行ったアラバマ州では、末尾資料に見るように、かなり細かい制度改訂を行っている。にもかかわらず、Ignash and Townsend（2001：183）によれば、アラバマ州の改革への教員の関与度は低い。管理部門の主導で改革が進められたことがわかる。制度実施の過程で、このような改革はいかに受け入れられたのか、あるいは受け入れられなかったのか。アーティキュレーションの標準化が原理的に持っている、個別大学の個性との矛盾という問題は、このように実際の政策実施過程においてよりクリティカルなものとなると思われる。

(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】は、それまでの大学システムをもっとも残した形の方法論だといえる。既存のアーティキュレーション・アグリーメントの集約が、この方法の基本だからである。ただし、流動性をこれまで以上に高めようとする場合、制度的サポート体制ができるまでには(1)【カリキュラム統一型】より時間がかかることが予想される。基本的にはこの方法が、大学理事会、各機関どうしの自主参加・交渉を前提とするものだからである。たとえば、もっとも広い範囲の大学で単位互換情報の集約に成功しているミシガン州でも、参加大学は全体の7割程度にとどまっている。(3)【入学試験制限型】は、単位認定の労力が少なく済むこともあり、狭い範囲の体系性・流動性の両立には非常に有効な制度と考えられる。ただし流動性をより高める場合には、その適用範囲の狭さが問題となる可能性がある。いたずらに適用範囲を広げることは、カリキュラムの体系性を維持するうえで問題を生じる可能性があるし、適用範囲を現状のまま保つことは、転学障壁をも現状のまま維持することにつながるからである。

今回のデータ収集では、こうした問題の可能性が、各州の政策議論のなかでどのように処理されているのかまでは把握することができなかった。しかし、いずれの方法をとるにしても、政策的な議論の余地が残されていることは確実といってよい。今回観察されたアーティキュレーション・システム標準化のバリエーションは、それぞれ原理的にはこうした問題をはらみながら生み出され、選択されたと捉えることができる。各国・各自治体のおかれた社会的諸条件とこれらの政策との関連について、より詳しい分析が必要だと思われる。

#### 4. アーティキュレーション・システム標準化を支える制度的機構

それでは、前節で見たアーティキュレーション・システム標準化のバリエーションは、どのような制度的機構に支えられてきたのだろうか。

##### 4.1 標準的なアーティキュレーション・システム制度化の2つのフェーズ

標準的なアーティキュレーション・システムの制度化は、2つのフェーズにおいて実施されていると考えられる。法律および制度化の実施主体である。アメリカの高等教育では、しばしば大学理事会やその他の委員会が、法律と同等の統制権を各機関に対して行使してきた。したがって、アーティキュレーション・システムの標準化に際しても、大学理事会・その他の委員

会は、制度的機構を理解するのに重要なファクターだと考えられる。

では、法律と大学理事会・その他の委員会、この2つがどのように絡んで実際のシステム標準化が行われているのだろうか。それを示したのが図表8である。

(a)【執行型】には、アラバマ州、テキサス州など9州が含まれる。法律によってアーティキュレーション・システム標準化のすべての制度的枠組を定め、それにしたがって制度の改変を行っている州である。これらの州には、州高等教育委員会や調整委員会<sup>8</sup>の権限が強いところが多い。(b)【委任型】には、カリフォルニア州、ペンシルバニア州など17州が含まれる。法律は標準化の枠組のみを示し、具体的な制度化は大学理事会や調整委員会などに委任している州である。高等教育機関の数が多一方、大学理事会や調整委員会の権限の強い州に比較的多く見られるパターンである。(c)【自主制度化型】には、アリゾナ州、マサチューセッツ州など9州が含まれる。立法化は一切なされておらず、大学理事会や調整委員会などが自主的にアーティキュレーション・システムの標準化を進めている場合である。これらの州の多くは、州立大学システムが非常に整備されており、また (b)【委任型】と同じく大学理事会や調整委員会の権限の強い場合が多い。高等教育システムの統一性が比較的高かったことから、自主的な努力による標準化が進みやすかったと考えられる。(d)【ガイドライン型】には、ミシガン州、ウィスコンシン州など11州が含まれる。法律は標準化の枠組のみを示し、具体的な制度化は各大学の自主的な努力に任されている州である。ミシガン州のように、任意の委員会が独自の標準化枠組を設定し、大学に参加を募る場合や、ウィスコンシン州のように、州立大学システム内部でアーティキュレーション・システムの標準化が起こる場合もある（詳細は末尾資料参照）が、(a)～(c)と異なり、あくまで各大学の自主参加を前提とした標準化にとどまる点が特徴である。これらの州では、基本的に高等教育機関の独立性が高く、そのことがこうした特徴に影響を与えているものと思われる。(e)【個別機関型】には、デラウェア州など4州とワシントンD.C.が含まれる。これらの州では、特にアーティキュレーション・システムの標準化は起こっていない。これらの州では、高等教育機関の数が非常に少ないことが特徴である。システム標準化の大きな利点は、膨大な情報量を集約し、アクセスを容易にするところにある。機関数の

制度化パターン	枠組をすべて設定	法制化の状況		単位認定枠組		該当州
		ガイドラインのみ	法制化されていない	州レベル	機関間の自主協定のみのみ	
(a) 執行型	○			○		アラバマ、アーカンソー、コロラド、アイオワ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、テキサス、バージニア
(b) 委任型		○		○		カリフォルニア、コネティカット、フロリダ、ジョージア、インディアナ、ケンタッキー、ルイジアナ、メリーランド、ミネソタ、ミズーリ、オハイオ、オクラホマ、ペンシルバニア、ロードアイランド、サウスダコタ、ウェストバージニア、ワイオミング
(c) 自主制度化型			○	○		アリゾナ、アラスカ、ハワイ、アイダホ、イリノイ、マサチューセッツ、ノースダコタ、オレゴン、テネシー
(d) ガイドライン型		○			○	カンザス、メイン、ミシガン、モンタナ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、サウスカロライナ、ユタ、ワシントン、ウィスコンシン
(e) 個別機関型			○		○	デラウェア、ミシシッピ、ニューヨーク、バーモント、ワシントンD.C.

図表8 アーティキュレーション枠組の制度化パターン

少ない州では、このような標準化のメリットがあまり意味を持っていない可能性もある。

## 4.2 システム標準化の制度的機構と標準化の方法論

それでは、このような標準化の制度的機構と、第3節にみたシステム標準化の方法論とは、どのような関係にあるのだろうか。すなわち、標準化のそれぞれの方法論は、どのような制度的機構を通して実施されているのだろうか。これを見たのが、図表9である。

方法論が(1)【カリキュラム統一型】の場合、その制度化は(a)【執行型】、(b)【委任型】、(c)【自主制度化型】のパターンにより行われている。具体的な法制化により標準化を執行するか、大学理事会や調整委員会が標準化のイニシアチブをとることで、カリキュラム枠組の変更が可能になっていると考えることができる。前項で触れたが、これらの州では州の高等教育委員会や大学理事会、調整委員会の権限が比較強いため、強制力の強い制度化が可能だったのだと思われる。次に、方法論が(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】の場合、その制度化は主に(b)【委任型】、(c)【自主制度化型】、(d)【ガイドライン型】を通して行われている。これまでに個別機関間で自主的に結ばれたアーティキュレーション・アグリーメントが標準化の土台となっているため、(a)のような具体的な法制化は必要とされないのだろう。特に(d)【ガイドライン型】の場合、システム標準化は制度的な強制力をもって行われているのではない。標準的なシステムへの各機関の自主参加が前提となっていることが【アーティキュレーション・アグリーメント統合型】という方法論と結びつく誘因となったのだろう。

このように、システム標準化の各方法論は、制度的機構の強制力との密接な関連をもって実施されているといえる。そして制度的機構の強制力は、各州の行政機構や高等教育システムのありかたと強く関係している。これらの要素間の関係について、ここでは詳しい分析ができなかった。しかし、ここまでで見たように、システムの標準化には唯一の望ましい方法、といったものはないこと、さらに各々の方法がさまざまな制度的条件に裏付けられたものであることは、学生や単位の移動のあり方について、十分な政策的議論を行うことの重要性を示しているともいえる。

図表9 アーティキュレーション・システム標準化の制度的機構と標準化の方法論

制度化パターン		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
標準化の方法論		執行型	委任型	自主制度化型	ガイドライン型	個別機関型
(1)	カリキュラム統一型	6州	4州	3州		
(2)	アーティキュレーション・アグリーメント統合型	2州	13州	7州	10州	
(3)	入学資格制限型(カッコ内は、(3)のみの州)	8(1)州	17州	9州	10(1)州	
(4)	個別対応型					5州

## 5. まとめと含意

第3節、第4節の分析からは、第1に、アーティキュレーション・システムの標準化が、(1)【カリキュラム統一化】(2)【アーティキュレーション・アグリーメント統合化】(3)【入学資

格制限型】(4)【個別対応型】という4つのバリエーションをもって起こっていること、それぞれが、個別機関の個性とカリキュラム標準化との葛藤や、体系的性と流動性との両立の難しさをどう克服するか、という政策的な議論の余地を残しており、望ましい政策の方向性が1つとは限らないことが確認された。第2に、それらの方法論が、(a)【執行型】(b)【委任型】(c)【自主制度化型】(d)【ガイドライン型】(e)【個別機関型】という5つの制度的機構のバリエーションと強く関係しており、政策的な議論に制度的条件への洞察が重要と考えられることがわかった。

ここで日本について考えてみたい。日本の現在の政策的な傾向として、カリキュラムの弾力性に大きく関心が傾いているように思われる。社会の関心は、短期大学や高等専門学校などの短期高等教育から4年制カレッジへの進学機会を拡大することにとどまらず、社会人の再入学や学生の就学・受講形態の多様化への対応をますます求める方向へ向かっている。制度改革も、1991年の大学設置基準大綱化以降、昼夜開講制の拡大や大学編入要件の柔軟化、単位互換制度の導入など、学位取得に至るまでの単位取得の枠組を緩める方向へと進んでいる。いまだ小規模ながら、こうした新しい制度を利用して高等教育サービスを受ける人口も増えてきていることを考えると、学生が1つの大学で昼間のみ（あるいは夜間のみ）に授業を受け、単位を累積することを基本的理念とする従来の体系的は今後一層の揺らぎを経験することになるだろう。高等教育や学位によって表される知識・能力とは何（であるべき）か、といった、カリキュラムの体系的性についての議論は、こうした背景の裏に隠れてしまいがちだが、アメリカのように学生の行動が実際に多様化した場合に、やはり高等教育の体系的性の問題が改めて問われるようになる可能性は大きい。そうした事態にも対応し得るような政策的議論が今後必要とされよう。

アメリカの事例からは、こうした事態への対応の方法が少なくとも3種類（カリキュラム統一、科目の同等性についての情報を蓄積、入学要件の制限）あることがわかった。体系的性・連続性と弾力性の両立という問題に直面したとき、3つのうちのどの方法論を選ぶのか、それとも異なる新しい方法を生み出すのか、またそれらの方法をどのような制度的枠組において実施するのか、こうした点についての議論の蓄積が求められる。また、こうした議論のための素材として、アメリカのアーティキュレーション・システム標準化事業の流れについてのより詳しい把握が、今後にも必要になるものと思われる。

#### [参考・引用文献]

- Education Commission of the States (ECS) 1997, *1997 State Postsecondary Structures Sourcebook*.  
————— (ECS) 2001, *Transfer and Articulation Policies (State Notes)*,  
<http://www.ecs.org/clearinghouse/23/75/2375.htm>  
————— (ECS) 2002, *Governance (Postsecondary)*  
<http://www.ecs.org/clearinghouse/42/87/4287.pdf>  
Freedman, Eric 2002, *How to Transfer to the College of Your Choice*, Ten Speed Press, Berkeley, California.  
Grosset, Jane 1990, *CCP (Community College of Philadelphia) Transfer Student Retention Patterns at Temple: An Updated Report* (Institutional Research Report #48). Office of Institutional Research, Philadelphia Community College, PA.

- Ignash,, Jan M. and Townsend, Barbara K. 2000, *Evaluating State-Level Articulation Agreement According to Good Practice* (Community College Review), North Carolina State University.
- 2001, “Statewide Transfer and Articulation Policies: Current Practices and Emerging Issues”, Townsend, Barbara K. and Twombly, Susan B. 2001, *Community Colleges : Policy in the Future Context*, Ablex Publishing, Westport, Connecticut, pp.173-192.
- Kintzer, F.C. & Wattenbarger, J.L. 1985, *The articulation/transfer phenomenon: Patterns and directions*, American Association of Community and Junior Colleges, Washington, D.C.
- Kintzer, F.C. 1996, “A Historical and Futuristic Perspective of Articulation and Transfer in the United States,” Rifkin, T. (ed.), *Transfer and Articulation: Improving Policies to meet new needs* (New Directions for Community Colleges, No.96), Jossey-Bass, San Francisco, pp.3-13.
- Knoell,D. 1990, *Transfer, Articulation, and Collaboration: Twenty-five Years Later*, The American Association of Community and Junior Colleges
- Lester, Lorayne W., 1982, *Curricular Articulation in a State University System* (Association for Communication Administration Bulletin, no.41) pp.82-84.
- Minnesota Transfer, 2001, *State Comparison*,  
<http://www.mntransfer.org/Educators/Resources/StateComparison.html>
- Rothblatt, Sheldon 1985, “Standing Antagonisms: The Relationship of Undergraduate to Graduate Education”, Koepplin, Leslie W, and Wilson, David A., *The Future of State Universities : Issues in Teaching, Research, and Public Service*, Rutgers University Press, pp.39-66.
- 1988, The Idea of General Education, *Cultural Literacy and the Idea of General Education*, 87th Yearbook, Part II , pp.9-28.
- 1991, “The American Modular System”, Berdahl, Robert O., Moodie Graeme C., and Spitzberg Irving J., eds., *Quality and Access in Higher Education : Comparing Britain and the United States*, The Society for Research into Higher Education and Open University Press, pp.129-141.
- 1993, “The Limbs of Osiris : Liberal Education in the English -Speaking World”, Rothblatt, Sheldon and Wittrock, Bjorn, eds., *The European and American University since 1800 : Historical and Sociological Essays*, Cambridge University Press, pp.19-73.
- 1995a, “An Historical Perspective on the University’s Role in Social Development”, Dill, David D. and Sporn, Barbara eds., *Emerging Patterns of Social Demand and University Reform : Through a Glass Darkly*, Elsevier Science Ltd., UK, pp.20-47.
- 1995b, “The Humanities Today: Much Ado about Nothing?”, Iram, Yaacov ed., *The Role and Place of Humanities in Education for the World of the Twenty-First Century, Vol. II* , School of Education at Bar-Ilan University, Israel. (= 吉田文・杉谷祐美子 [訳] 1999 『教養教育の系譜』 玉川大学出版部).
- Townsend, Barbara K. (Ed), 1999, *Understanding the Impact of reverse transfer students on community colleges* (New Directions for Community Colleges, No. 106), Jossey-Bass, San Francisco.
- 金子元久, 2003 「流動的知識社会と学位制度」『学位研究』第17号 大学評価・学位授与機構 pp.3-25。

小林信一，2001「知識社会の大学—教育・研究・組織の変容—」『高等教育研究』第4集 日本高等教育学会 pp.19-45。

国立学校財務センター研究部，2002『欧米主要国における大学の設置形態と管理・財政システム』国立学校財務センター研究報告第7号（国立学校財務センター研究部）。

山田礼子，2001「アメリカの高等教育における単位互換と単位の認定—カリフォルニア州のアーティキュレーション・システム—」『学位研究』第14号 大学評価・学位授与機構 pp.3-28。

#### [注]

- <sup>1</sup> ヨーロッパにおける European Credit Transfer System (ECTS) や本稿で扱うアメリカのアーティキュレーション・システムなど。ECTS 事業については [http://europa.eu.int/comm/education/programmes/socrates/ects\\_en.html](http://europa.eu.int/comm/education/programmes/socrates/ects_en.html) を参照。
- <sup>2</sup> 編入学者や社会人学生の増加，および休学者や中退者の漸増など。
- <sup>3</sup> 大学編入学資格を専修学校専門課程修了者の一部に適用する教育法改正（1999年施行）や，単位互換制度の推進など。
- <sup>4</sup> アーティキュレーション・システムという言葉は，カリフォルニア州のマスタープランを代表例として，州立大学システム間で構築されているアーティキュレーション・アグリーメント（学生・単位の移動・互換にかんする相互協定）そのものを指して用いられることも多い。しかし本稿では，個別大学間，あるいは州立大学システム内に構築されたアーティキュレーション・アグリーメントにより形作られる単位移動の枠組総体をさすものとして，この語を用いる。
- <sup>5</sup> こうした政策が採択される際には，一般教育科目（general education）をそれまでより重視したカリキュラムへと，2年制カレッジ職業コースのカリキュラムの改変を同時に行っている場合がほとんどである。たとえばミネソタ州は，転学者向けの一般教育課程履修要件の策定を州レベルで行っており（The Minnesota Transfer Curriculum，資料参照），ほとんどのコミュニティ・カレッジ職業コース，テクニカル・カレッジがこの規則の適用範囲に含まれている。
- <sup>6</sup> もちろん，その調整過程でカリキュラムの中身そのものに改変が生じるケースもある。
- <sup>7</sup> CASは，Ohio Board of RegentsおよびArizona Board of Regentsが，マイアミ大学（オハイオ州）の学位審査システム（Degree Audit Report System）との協力のもと創設したインターネット上の単位互換情報サービスである（運営もマイアミ大学）。さまざまな大学の学位取得要件や単位互換について情報を集約し，検索可能なデータベースにしている。転学試験に応募するためのポートフォリオ作成も行える仕組みとなっており，現在ウィスコンシン州を含めた7州の大学がこのシステムに加盟，4州が加盟の準備をしている。
- <sup>8</sup> Coordinating Board。州立高等教育機関間の調整役を務める委員会。予算や課程新設などについて，州立大学間の利害をとりまとめている。最終決定権を持つ場合と持たない場合とがあり，権限の強さはさまざまである。

本稿は，「大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究」（平成12～14年度科学研究費補助金 基盤研究（B）（2）研究代表者 吉川裕美子）による研究成果の一部である。

## 〔資料〕

## 一般教育課程の改変事例

## アラバマ州

プログラム名称	General Studies		
参加大学	Alabama A&M University, Alabama State University, Auburn University, University of Alabama System, University of South Alabama, その他regional universities		
計画策定年	1998		
実施主体	Alabama Articulation & General Studies Committee (AGSC)		
データベース	独自に構築している。名称はStatewide Transfer/ Articulation Reporting System (STARS)。2年制カレッジ在学者の転学に資するものとして開発された。機関間のアーティキュレーション・アグリーメントを集約している。		
履修要件	<b>GENERAL STUDIES = (approx. 2/3 of Freshman/Sophomore Years)</b>		
	AREA I	Written Composition	10 qh or 6 sh*
	AREA II	Humanities and Fine Arts	20 qh or 12 sh
	AREA III	Natural Sciences and Mathematics	15 qh or 11 sh
	AREA IV	History, Social, and Behavioral Sciences	20 qh or 12 sh
	SUB TOTALS		65 qh or 41 sh
	<b>PRE-PROFESSIONAL/PRE-MAJOR STUDIES = (approx. 1/3 of Freshman/Sophomore Years)</b>		
	AREA V	Pre-Professional, Pre-Major and Electives	31 qh or 19-23 sh
	SUB TOTALS		31 qh or 19-23 sh
	TOATLS		94 qh or 60-64 sh
参加大学は転学者を受け入れる際、上記の要件にしたがい、64セメスター単位を超えない範囲で、学士取得要件単位 (bachelor degree program hours) の半分にあたる単位を認定しなければならない。参加大学で取得可能なAGSC該当単位はウェブ上にリストアップされ、毎月更新されている。			

\*qh : quarter hours, sh : semester hours

資料出所 : [http://stars.troyst.edu/agsc/what\\_agsc.htm](http://stars.troyst.edu/agsc/what_agsc.htm)

## ミネソタ州

プログラム名称	The Minnesota Transfer Curriculum
参加大学	Community Colleges, Technical Colleges, State Universities, University of Minnesota
計画策定年	1994
実施主体	Minnesota Transfer, 主な学問分野について設置された Articulation Councils
データベース	独自に構築したもの (MN Transfer, degree audit system (DARS)) および第三者機関の提供するデータサービス (Course Applicability System (CAS)) を併用。MN Transferは、どの一般教育科目が、転学の際4年制大学前期課程 (lower division) の単位として認められるかの理念的・制度的ガイドラインを示す。DARSは、各学生の取得単位をもとに、認定可能な単位の割り出しや、転学に必要な残りの単位のリストアップをするよう設計された検索システムである。CASは、学生の現取得単位にかかわらず、ある機関からある機関へ移動可能な (transferable) 単位のリストを割り出す検索システムである。
前身となる Articulation Agreement	(State Universities間 (1985)), University of Minnesota内 (College of Liberal ArtsとTwin Cities (1991)), University of Minnesota内(MorrisとDuluth) に、Associate of Arts/ Science/ Applied Scienceを対象としたアグリーメントが形成されていた。

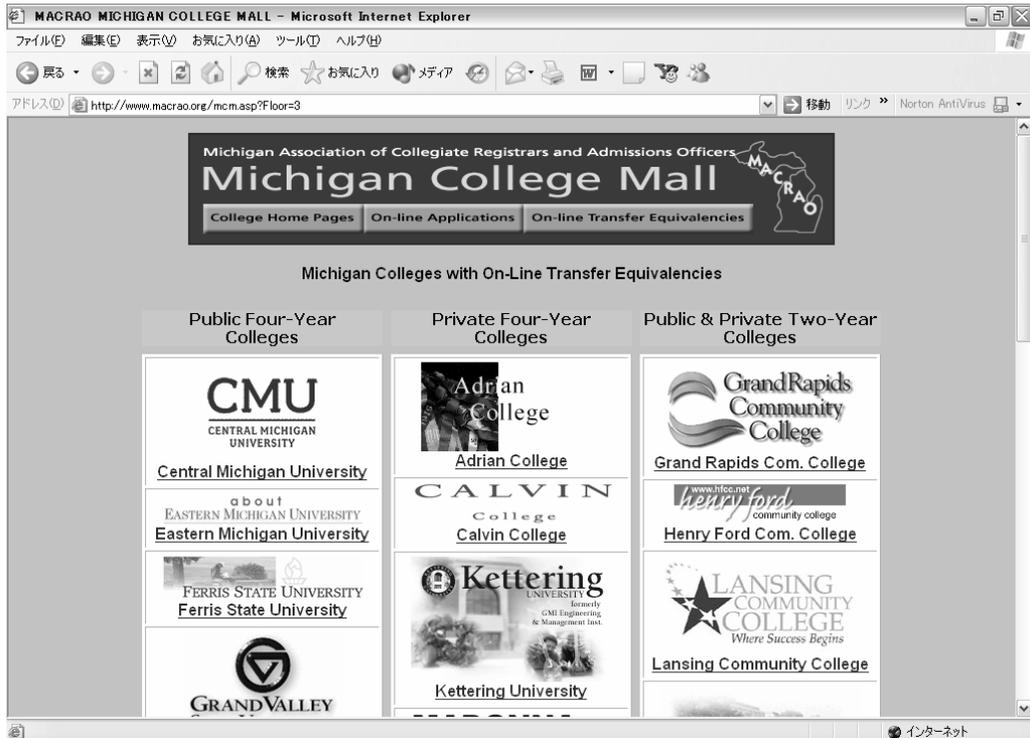
資料出所 : <http://www.mntransfer.org/>

**単位互換情報集約 (equivalency list作成) の事例**

ミシガン州

プログラム名称	Michigan College Mall: On-Line Transfer Equivalencies
参加大学	Michigan State University, University of Michigan (Ann Arbor), Oakland University, Adrian College, Calvin College, Grand Rapids Community College, Henry Ford Community College, Northwestern Michigan College など、私立の機関も含めた57大学。
計画策定年	不明
計画概要	30単位を上限とした、一般教育カリキュラムに相当する分野の単位互換性を保証するアグリーメントを策定し、参加大学を募っている。
実施主体	Michigan Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers (MACRAO)
データベース	各機関 (参加機関のうち、25大学) のホームページ (articulation agreement の紹介部分) にリンクを張っている。

参加大学へのリンクページ



## リンクした先の転学ガイド

資料出所：http://www.macrao.org/

## ミズーリ州

プログラム名称	Credit Transfer: Guidelines for Student Transfer and Articulation among Missouri
参加大学、方法、データベース	Central Missouri State University, Northwest Missouri State University, Southeast Missouri State University, Southwest Missouri State University, University of Missouri-St. Louisの5大学については、単位の同等性がウェブ（Missouri Department of Higher Education）上で調べられるようになっている。また、Coordinating Board for Higher Education（CBEH）が公布した42-hour Block of General Education Credit for Transfer（(1)【カリキュラム統一型】に近いプロジェクトだが、参加は任意）には、28大学が参加している。
計画策定年	2000年
実施主体	Missouri Department of Higher Education

資料出所：http://www.mocbhe.gov/Acadafrcs/crsequ1.htm

## ペンシルバニア州

プログラム名称	Pennsylvania's Transfer System (PATS, データベース名称を兼ねる。State System of Higher Educationで認定される単位についての総合的な検索システム), Academic Passport ((3)【入学資格制限型】にあたる。State System of Higher Education内の転学にのみ適用される, 単位の包括認定制度)
計画策定年	不明
実施主体	State System of Higher Education

資料出所: <http://pats.sshe.edu/frames.html>

## ウィスコンシン州

プログラム名称	Transfer Information System (TIS), Course Application System (CAS)
計画策定年	不明
実施主体	University of Wisconsin System (CASに加盟しているのは, うちRiver-Falls校のみ)

## ウィスコンシン大学システムの単位互換情報システム (TIS): 検索画面

ウィスコンシン大学システムの単位互換情報システム (TIS) : 検索結果

UW TRANSFER INFORMATION SYSTEM  
CREDIT TRANSFER WIZARDS ::: COURSE WIZARD

WILL MY CREDITS TRANSFER?  
CREDIT TRANSFER WIZARDS  
TRANSFER GUIDES & AGREEMENTS  
RESOURCES & INFORMATION  
FAQS & WIZARD TUTORIALS  
CONTACT & SUPPORT ABOUT TIS  
TIS HOME

CONGRATULATIONS!  
HERE'S YOUR TRANSFER REPORT

Transferring from UW Milwaukee History to UW Madison  
Fall, 2003-04 (Current Term)

Notes : This list contains only courses for which matching courses have been provided to TIS by the transfer school. If a specific transfer class is missing from the list, [contact the Transfer Representative](#) at the transfer school you specified.

Printer Friendly

UW Milwaukee Course		UW Madison Matching Course/Courses					Special Conditions
Course	Title	Course	Title	Credits	Level	GenEd	
HIST 101	Western Civ: Ancient World-1500	HISTORY EL	History Elective	3	E	Z	
HIST 102	West Civ-1500 To Present	HISTORY EL	History Elective	3	E	Z	
HIST 131	World History To 1500	HISTORY EL	History Elective	3	E	Z	
HIST 132	World History Since 1500	HISTORY EL	History Elective	3	E	Z	
HIST 141	Family & Sex Roles In The Past	HISTORY EL	History Elective	3	E	S	

Wisconsin-CASによる, University of Wisconsin, River-Falls校の学位取得要件一覧

CAS Guest - Microsoft Internet Explorer

UW Transfer Information System CAS

University of Wisconsin-River Falls

ACADEMIC PROGRAM: Accounting  
PROGRAM NOTE:

PREPARED: 06/28/02 - 09:37  
STUDENT NAME NOT SET UNIV OF WISCONSIN - RIVER FALLS  
PROGRAM CODE: BS 9204  
BS- COLLEGE OF BUSINESS & ECON  
BROAD AREA ACCOUNTING

----> AT LEAST ONE REQUIREMENT HAS NOT BEEN COMPLETED <----

THIS IS NOT AN OFFICIAL UNIVERSITY DOCUMENT

OK = REQUIREMENT COMPLETE T = TRANSFER COURSE  
NO = REQUIREMENT NOT COMPLETE >C = COURSE CREDIT REDUCED  
IP = IN-PROGRESS >R = REPEATABLE COURSE  
+ = SUB AREA COMPLETE >- = COURSE CREDIT REDUCED  
- = SUB AREA NOT COMPLETE >S = SPLIT COURSE  
(R) = REQUIRED COURSE >X = REPEATED COURSE  
# = "WHAT IF" COURSE/GRADE  
FA = FALL TERM SP = SPRING TERM  
WI = WINTER TERM SU = SUMMER TERM  
{ } = COURSES IN BRACKETS REFER TO POSSIBLE COURSE OPTIONS FROM THE CROSS REFERENCE INSTITUTION.

NO UNIVERSITY REQUIREMENTS  
A MINIMUM OF 120 CREDITS AND COMPLETION OF ALL ACADEMIC AREAS REQUIRED FOR GRADUATION.  
EARNED: .0 CREDITS  
--> NEEDS: 120.0 CREDITS

- 2.000 CUMULATIVE GPA REQUIRED. THIS INCLUDES ALL UW-RF COURSES TAKEN FOR A GRADE, WHETHER OR NOT

## Wisconsin-CASによる、TISと同様の単位互換情報検索システム

**CAS Guest - Microsoft Internet Explorer**

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス http://uwrf.transfer.org/cgi-bin/cas.exe?FNC=GuestLogin\_Aindex.html

**GUEST**

- Course Descriptions
- Academic Programs
- Course Equivalency Guides
- New Account
- Other CAS Sites
- Home
- Help!

**LW Transfer Information System CAS**

### COURSE EQUIVALENCY GUIDE

To view the Course Equivalency Guide between two institutions

- Select the State and Institution TO which courses will be transferred
- After a quick process, institutions that the TO institution has Course Equivalency information will appear in the FROM list
- Select the State and Institution FROM which courses will be transferred
- Click the Continue button

**SELECT THE STATE AND INSTITUTION TO WHICH CREDIT WILL BE TRANSFERRED:**

Ohio Oregon Washington Wisconsin

University of Wisconsin-River Falls

**SELECT THE STATE AND INSTITUTION FROM WHICH CREDITS WILL BE TRANSFERRED:**

Wisconsin

- UNIVERSITY OF WISCONSIN - MILWAUKEE
- UNIVERSITY OF WISCONSIN - OSHKOSH
- UNIVERSITY OF WISCONSIN - PARKSIDE
- UNIVERSITY OF WISCONSIN - PLATTEVILLE

CONTINUE

\* FROM Institutions will vary depending on the TO institution selected

資料出所： <http://www.uwsa.edu/tis/index.html>, <http://uwrf.transfer.org/cgi-bin/cas.exe>

[ABSTRACT]

## Standardization of the Articulation System in Higher Education in the U.S.: Can “Orderliness/Continuity” and “Flexibility” Go Together?

HAYASHI Mio\*

The purpose of this work is to explore the future direction and framework of the curricula in higher education. Currently, there are problems in compatibility between orderliness/continuity and flexibility of the curricula in higher education which need to be addressed.

The present curricula for higher education supposes a step-by-step learning approach, i.e. orderliness, as well as the assumption that students are supposed to stay enrolled at one institution until they have successfully received diplomas or degrees, i.e. continuity. However, recently, this kind of orderliness and continuity in the curricula is being threatened as students, for whatever reasons, move from one institution to another. Is there a solution(s) to this trend? And, in the U.S., how are these trends addressed from state to state? Is there an agenda? From this perspective, approaches and reforms in this articulation system at the state-level in the U.S. has been investigated.

The findings are as follows:

- I) U.S. reform of the articulation system follows four patterns:
  - (1) UNIFYING THE CURRICULA---Standardization of the curricula.
  - (2) UNIFYING ARTICULATION AGREEMENTS---Collecting information on courses offered by different colleges and their credit requirements for various degrees or certificates, making equivalency lists, and also establishing a common course numbering system while releasing such information on the web or through publications.
  - (3) DEFINING ELIGIBLE STUDENTS FOR BLOCK TRANSFER---Setting high admission requirements and allowing eligible students to transfer all general education credits from a previous institution of learning.
  - (4) MAINTAINING THE STATUS QUO---Taking no special measures to assure either the orderliness or flexibility of the curricula.
- II) These reforms were implemented under 5 types of regulation:
  - (1) LEGISLATION---Prescribing all of the procedures of transferring credits and establishing admission requirements by law.
  - (2) TRUST---Prescribing only the framework for reform by law and entrusting its practice or interpretation to the governing boards or coordinating boards of higher education.

---

\* Doctorate Course, Graduate School of Education, The University of Tokyo

- (3) VOLUNTARY REFORM---No legislation enforced but leaving the reforms up to the governing boards or coordinating boards of higher education.
- (4) GUIDELINES ONLY---Prescribing only the framework for reform by law and entrusting its practice or interpretation to each institution.
- (5) NO REGULATION---No legislation enforced while leaving reform up to the decision of each institution.

Each pattern of reform is strongly related to the type of regulation. The choice of regulation is dependent on the social and historical or institutional conditions. However, any kind of reform will require the institutions to make some level of sacrifice or compromise. These findings show that it is important to discuss a grand design for the kind of curricula that is best for Japan and how it should be implemented.